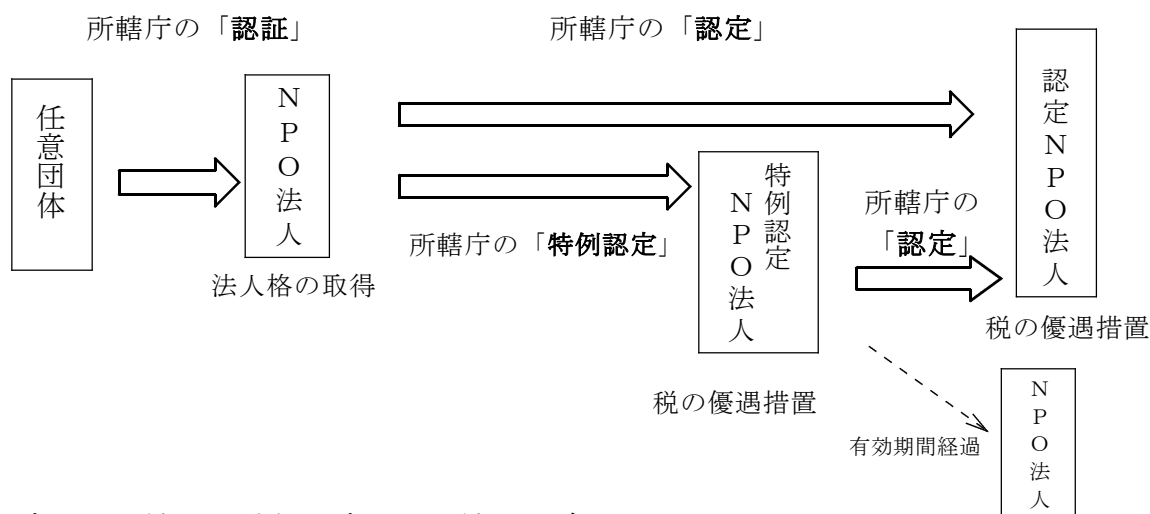


## 5 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人とは、特定非営利活動法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することについて一定の要件を満たすとして、これまでは国税庁長官が認定していましたが、平成24年度より都道府県知事が認定を行っています。

同制度は、市民や企業等一般からのNPO法人への寄附を促していく目的で設けられ、寄附をした者について、所得税・法人税・相続税の特例措置があります。更に、認定NPO法人自身についてもみなし寄附金制度等が適用されます。

また、設立間もないNPO法人では、認定を受けるための寄附の実績を達成できない法人が多いなどの課題があるため、認定要件の内P S Tを除いた要件を満たしている場合に、仮の認定を行う特例認定NPO法人制度もあります。



### 認定NPO法人と特例認定NPO法人の違い

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
要件	認定基準である9つの要件をすべて満たしている	認定基準のうちパブリックサポートテスト以外の8つの要件を満たしている
有効期間	認定された日から5年間	特例認定された日から3年間
更新	可	不可
対象	認定申請をした年度の初日において法人設立から1年を経過したすべてのNPO法人	特例認定申請をした年度の初日において法人設立から1年を経過し、かつ法人設立後5年以内のNPO法人
実績判定期間	原則5年（5事業年度） ※新設法人で初回の認定申請の場合は2年（2事業年度）	2年（2事業年度） ※新設法人で、設立初年度が1年に満たなくても1事業年度と数える。
税制優遇	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される ③寄附をした相続財産が非課税になる ④みなし寄附金を受けられる	①寄附をした個人が寄附金控除を受けられる ②寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される  ※左欄③④については優遇なし

※パブリックサポートテスト（P S T）：一定以上の寄附を集めていることの判定基準

## 認定NPO法人の9つの基準

認定NPO法人が満たさなければならない基準は以下の9つです。

### 1号基準 **パブリックサポートテスト（PST）** 下記のいずれかの要件を満たすこと

- ①相対値基準：実績判定期間において、収入金額に占める寄附金の割合が20%以上
- ②絶対値基準：実績判定期間において、年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上
- ③条例個別指定：都道府県または市区町村の条例による個別指定を受けている。

※沖縄県では、条例で個別指定している法人はなし。

### 2号基準 **共益性に関する基準**

事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満でなければならない。

### 3号基準 **運営組織及び経理に関する基準**

適正な経理をおこなっている等。

### 4号基準 **事業活動に関する基準**

宗教活動や政治活動、選挙活動等を行っていない等。

### 5号基準 **情報公開に関する基準**

閲覧の対象となる書類を一般に公開しなければならない等。

### 6号基準 **事業報告書等の提出に関する基準**

各事業年度において、事業報告書等を期限内に所轄庁に提出している。

### 7号基準 **不正行為等に関する基準**

法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実はない等。

### 8号基準 **設立後の経過期間に関する基準**

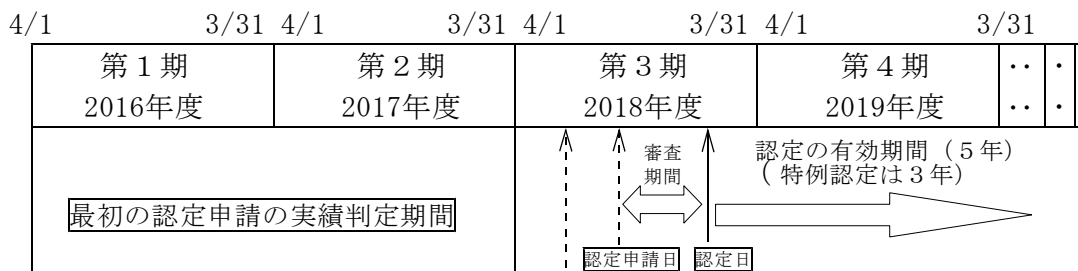
認定または特例認定の申請をした年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している。

### 欠格事由 **次の欠格事由のいずれにも該当しない**

- NPO法第47条に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる
- 認定または特例認定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない
- 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
- 国税または地方税の滞納処分が執行されているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
- 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある法人

### 【参考】実績判定期間の例（事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の事例）

※過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合



2017年度分の事業報告書等の提出日6/30